

伝染性の病気に罹った場合について

ひかり幼稚園では伝染性の病気に罹患した場合、医師の診断を受け
登園許可が出るまで登園出来ません。

体調不良の場合、必ず医師の診断を受けてから登園してください

この様な状態のお子様は
登園出来ません

- * 37.4℃以上の発熱
- * 解熱剤・（鎮痛剤）を服用後の登園
- * 嘔吐している場合
- * 下痢便（水様便・泥状便）が出ている場合
- * 流行性、感染性の病気（胃腸炎を含む）と診断された場合

* 飲み薬・塗り薬について

風邪薬等の飲み薬や乾燥による塗り薬は特別な場合を除いては
幼稚園では対応出来ません

*** 『登園届』は別紙幼稚園仕様の用紙に医療機関での診断名や
欠席期間を保護者の方が記入し、登園初日に提出してください**

『登園届』はホームページ<PDF各種書類ダウンロード>より
プリントアウトすることができます。

病名	出席停止基準・ひかり幼稚園約束
・伝染性紅斑（りんご病）	・紅斑出現時、元気が良ければ登園可能 ・許可証は不要だが医師の診察を受けて 許可を得る事
・水いぼ（伝染性軟属腫）	・合併症がなければ登園可能 ・化膿したりかゆみが強いつきは受診が必要

病名	出席停止基準・ひかり幼稚園約束
・麻疹（はしか）	・解熱後3日を経過するまで
・インフルエンザA・B ・コロナ	・発症後（症状が出て）5日、かつ解熱後3日を経過するまで
・咽頭結膜熱（プール熱）	・主な症状が消失した後2日を経過するまで
・風疹（三日はしか）	・発疹が消失するまで
・水痘（水ぼうそう）	・全ての発疹が痂皮化するまで
・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・耳下腺等の腫れが出て5日を経過し かつ全身状態が良好になるまで
・溶連菌感染症	・抗生物質治療24時間を経過し、全身状態が良好であれば 登園可能、長くても初診日と翌日を出席停止
・流行性結膜炎（はやり目）	・医師が感染の危険がないと認めるまで
・急性出血性結膜炎	・医師が感染の恐れがないと認めるまで
・感染性胃腸炎 ノロ、ロタ等 流行性嘔吐下痢症	・白色便、水様便、泥状便が出ている場合は登園不可 ・下痢が継続的に2日以上出ている場合は登園許可が必要 ・嘔吐をしている場合は登園不可 ・流行性、感染性の胃腸炎と医師から診断された場合 ・主な症状が消失し、ふだんの食事が可能であり 全身状態が良好であれば登園可能
・腸管出血性、大腸菌感染症（0157・026等）	・主な症状が消失し、医師が登園を許可するまで
・百日咳	・特有の咳が消失するまで（又は5日間の抗菌剤の治療が終了するまで）
・手足口病	・食事が出来て元気が良ければ登園可能
・マイコプラズマ肺炎	・症状が改善し、全身状態が良好であれば登園可能
・ヘルパンギーナ	・症状が改善し、全身状態が良好であれば登園可能
・頭ジラミ	・医師の診察を受け1回は駆除を受ける事 駆除に努めながら登園可能
・伝染性膿痂疹（とびひ）	・感染の恐れがないと認めるまで（広範囲の時は登園不可）
・結核	・感染の恐れがなくなるまで